

長崎県後期高齢者医療広域連合職員安全衛生懇談会実施要綱

平成30年8月27日 告示第16号

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、職員から安全衛生に関する意見を聴く場として長崎県後期高齢者医療広域連合職員安全衛生懇談会（以下「懇談会」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(参加者)

第2条 懇談会への参加者は、次のとおりとする。

- (1) 事務局長
- (2) 次長
- (3) 総務課長
- (4) 事業課長
- (5) 保険管理課長
- (6) 職員6名（前各号を除く職員から各課2名）

(開催及び庶務)

第3条 懇談会は、四半期に1回開催する。

2 懇談会に係る庶務は、長崎県後期高齢者医療広域連合総務課において処理する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。